

コロナ禍における町内会等の総会について

総会の開催方法については、様々な方法が考えられますが、ここでは代表的な開催方法について、以下の3つの方法を例示します。

なお、記載の開催方法はあくまで一例となりますので、各町内会・自治会において、運営実態に応じて、適宜ご活用ください。

また、総会の開催方法や表決の方法については、あらかじめ規約上に記載のある場合と、記載のない場合があるため、まずは規約上で、どのような取り扱いとなっているかの確認が必要となります。

下記の留意点では取り扱いが異なる場合の進め方についても例示しておりますので併せてご活用ください。

項目	主な留意点
①通常総会 従来通りの開催方法 で総会出席者の投票 をもって議決を行う方 法。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 出席者同士のソーシャルディスタンスを確保できる会場を選定する。 ◇ 総会資料を事前配布とした上で、総会当日の滞在時間が短くなるよう、工夫する。 ◇ 北海道スタイル(対人距離の確保、マスクの着用、定期的な換気、検温など)に留意しながら感染症対策を徹底した上で実施する。 ◇ 万が一感染者が発生した場合に当日の出席者を把握するため、出席者の名簿を作成して保管し、名簿作成にあたり参加者の同意、利用方法について周知を行う。
②代議員総会 各班等から代表者 1～2名を選出し、議 決を行う方法。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 代表者(代議員)は必要最低限の人数となるよう調整する。 ◇ 総会資料を事前配布とした上で、総会当日の滞在時間が短くなるよう、工夫する。 ◇ 北海道スタイル(対人距離の確保、マスクの着用、定期的な換気、検温など)に留意しながら感染症対策を徹底した上で実施する。 ◇ 万が一感染者が発生した場合に当日の出席者を把握するため、出席者の名簿を作成して保管し、名簿作成にあたり参加者の同意、利用方法について周知を行う ◇ 規約上で「やむを得ない場合に他の会員を代理人として表決を委任することができる」旨の記載の有無を確認する。 ◇ 規約上に記載がない場合に代議員総会の実施を希望する場合には、役員会や班長会議等において代議員総会とすることの合意を取るか、あるいは、事前に代議員総会とすることについて、賛成か反対かの表決を行い、過半数以上の賛成で開催することとするなどの方法を検討する。 ◇ 総会開催後、速やかに議決結果を各会員に文書等で通知する。
③書面総会 書面をもって議決を 行う方法。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 総会資料に目を通す期間を十分確保できるよう、表決書の提出期限は余裕をもって設定する。 ◇ 透明性、公平性確保の観点から票の取りまとめは、集計誤り等が発生しないよう、複数人が関わる体制とする。集計する際の票の保管方法についても紛失等が発生しないよう適切に管理(鍵付きの箱に保管し、鍵を二重にかけ代表者2名がそれぞれ鍵を保有・封筒に封をして提出し、開票は同時に行うなど)する事が望ましい。 ◇ 規約上で「やむを得ない場合に書面による総会の実施が可能である」旨の記載の有無を確認する。 ◇ 規約上に記載がない場合に書面総会の実施を希望する場合には、役員会や班長会議等において書面総会とすることの合意を取るか、あるいは、事前に書面総会とすることについて、賛成か反対かの表決を行い、過半数以上の賛成で開催することとするなどの方法を検討する。 ◇ 総会開催後、速やかに議決結果を各会員に文書等で通知する。

※代議員総会、書面総会のいずれの方法においても総会の中で併せて規約改正を行い、次回以降、規約に基づいて総会を実施できるよう整理しておくことが望ましい。(※裏面に規約の改正例について記載しています)

規約の改正例について

規約の改正にあたっては原則、総会の中で会員間の合意形成を図った上で改正する必要があります。

ここでは、規約上で通常総会以外の方法で総会を開催するための文言を追加するにあたり、いくつか例を挙げさせていただきますので参考としてください。

なお、下記の方法はあくまで改正例となりますので、各町内会・自治会において、運営実態に応じて、適宜、修正を加えるなどしてご活用ください。

	改正例	補足
書面総会	(会議の特例) 第●条 会長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して会員の賛否を問い、総会の会議に代えることができる。	◎ 『…やむを得ない理由があるときは、 「全会員のうち、過半数の合意を得られた場合に限り」 』という文言を追記して、段階的に進める方法なども考えられます。 ◎ 『…やむを得ない理由があるときは、 「役員会において協議の上、合意を得られた場合に限り」 』という文言を追記して、段階的に進める方法なども考えられます。
代議員総会	(会議の特例) 第●条 会長は、やむを得ない理由のため、通常総会の招集が困難な場合、代議員総会の開催をもって通常総会に代えることができる。 2 前項の場合における代議員の選出方法は、各班から1名を選出するものとする。	◎ 代議員の人数については、町内会の規模に応じて各班から 2名以上 とする方法も考えられます。 ◎ 選出方法について、別途協議が必要な場合は、 「代議員の選出方法については、役員会で協議の上、決定するものとする。」 とする方法なども考えられます。
その他	(雑則) 第●条 その他、この規約に定めた以外の特別な事項については、役員会で協議の上、これを決するものとする。	◎ 通常総会以外の 総会の開催方法をあえて限定しない ことにより、規約にある程度の柔軟性を持たせる方法もあります。

その他、ご不明な点等ございましたら事務局までご連絡ください。

【問合わせ先】

北広島市自治連合会

≪事務局≫北広島市役所市民環境部市民課

TEL:011-372-3311(内線2302) FAX:011-370-2380